

デジタル空間が生み出す 映像アーカイブ権の可能態をめぐって

原 田 健 一

1. デジタル空間とデジタル映像アーカイブ

1990年代にはいり大きく展開したパソコンやインターネットといった新しいメディアは、その後、2000年代に入り映像のデジタル化へと展開し、社会空間そのものを大きく変容させつつある。水島は映像のデジタル化によってもたらされた社会空間について、技術決定論的な言説をさけつつも「人間の思考は「道具」とともに現れる（ということはすなわち、どのような思考がなされるかは、そこに随伴する「道具」との関係を見無視して論じることはできない）」としたうえで、そうした思考の道具としての映像が、ケイタイやSNSなどによるコミュニケーション・ツールのメディア化とあいまって、「ヒトとヒトの間、ヒトと情報の間をとりもつ「媒介」なのではなく、我々の認識空間を満たす「媒質」（生態学者 J.J.ギブソンが提唱した「アフォーダンス」の概念）」として機能するようになったとする。つまり、デジタル・メディア化された映像の「記録」の分厚い層が、人びとの「記憶」を後成的に作りだすような認識空間＝社会空間が生み出されたことによって、わたしたちはこうした「前景化した「記録」の集積と社会の関係をどのように定義」（水島 2012:176）しなおすべきか、自覚的に向き合う状況に逢着しているとする。

本論は、こうした現在の社会空間のありようをとりあえず、「デジタル空間」あるいは「デジタル公共圏」と命名し、理論的にはこれまでの公共圏の議論をふまえつつも、再定義することを試みる。また、「記録」の集積と社会の関係を再定義するための装置として実定化したものとしてデジタル映像アーカイブを検討する。ここでのデジタル映像アーカイブは、公共圏ということばが負っ

ていたような現実態と可能態の二重性をおうことになる。当然のことながら、「デジタル映像アーカイブ」と「公共圏」は同じではない。しかし、デジタル映像アーカイブの二重性は、デジタル化という大きな社会空間の変容という現実とともに顕在化しており、その役割を新たに社会的に創発する必要がある。

そのとき、それに付随して現れる指標となる言葉として、著作権、肖像権、パブリシティー権、プライバシー権、プライバシーといった問題が浮上する。朝日新聞オンライン記事データベース「聞蔵Ⅱ」（「朝日新聞記事」および「AERA」, 「週刊朝日」や「知恵蔵」等を含む）を検索してみると、これらの言葉は、明らかに2000年代に入り、大幅に件数が増えている。映像のデジタル化が社会に与えた影響の範囲を見てとれる。また、同様に、2010年代以降に、アーカイブの議論がより活発化してきていることもわかる。

本論はこうした状況をふまえ、映像のデジタル化によって顕在化した社会空間の現実について理論的に考察するだけでなく、現実的な方策として、直接的にはデジタルアーカイブ学会が提案する「肖像権処理ガイドライン（案）」に対する問題提起を行うことで、デジタル映像アーカイブの社会的位置づけを行う。

表1 新聞におけるデジタルとアーカイブに関連する言葉の頻出度

ワード\年代	～1959年	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	2010年～
デジタル	0	4	47	326	893	20753	59443
アーカイブ	0	0	1	1	84	741	2638
著作権	664	145	147	470	452	4111	3033
肖像権	5	10	10	27	28	408	196
パブリシティー権	0	0	0	2	2	17	8
プライバシー権	1	4	1	5	0	407	288
プライバシー	2	75	87	220	111	6471	4059

(2020年1月 田中敬一朗調)

2. 知のツールのデジタル化

1990年代以降、大きく展開したパソコンとインターネットといった新しいメディアは、それまでのメディアと何が違うのだろうか。ここでは、そのメディアのシステムの構造に着目してみる。

メディアとしてのパソコンのシステムの構造は、パソコンの物理的な基盤の上に OS があり、さらにその上にソフトが組み込まれている。インターネットも基本的にはこうした構造を踏襲しており、下層に物理的な「通信ネットワーク層」があり、インターネット上のコンピュータやコンピュータ間を結ぶ電線につながっている。その上にハードウェアを動かす論理的な「コード層」が装填されていて、インターネットを定義づけるプロトコルや基本ソフトが入っている。ここでコンテンツやアプリケーションがどう流れるかが決まる。そして一番上にソフトな「コンテンツ層」が組みこまれ、デジタル画像やテキストやオンライン画像が乗っている。

この三つの層はそれぞれに分離・独立しており、個々それぞれで発展することで、相互に影響を与え合う関係にある。「モジュール型の設計となっているため、他の層についてよくわからなくても自分が担当する層について専門家になることができる」(Zittrain 2008=2009:238)。こうした分離・独立した構造が、パソコンとインターネットのイノベーションを支え、①「基本的に、ネットワークの問題はいずれ誰かが解決してくれることが多い」という問題先送りの原則と、②インターネットを使う人は「基本的に有能であり、かつ、純粋な心をもって、意図的あるいは不注意によりネットワークを混乱させたはしない」(Zittrain 2008=2009:58～59)という信頼の原則を生み出し、メディアを共有化する母胎になっている。つまり、「パソコンとインターネットは設計に不完全な部分」があり、それがゆえにある意味で、「外部からの革新を受けいれ」ることができ、新しいものを「生み出す力を持ち、その結果、大きな成功を収めた」(Zittrain 2008=2009:183)とされる。

逆に、これまでのメディア、情報機器は基本的にはこうした三層構造を一体にしたもので、物理的基盤、それを動かすソフト、それによって起動するコン

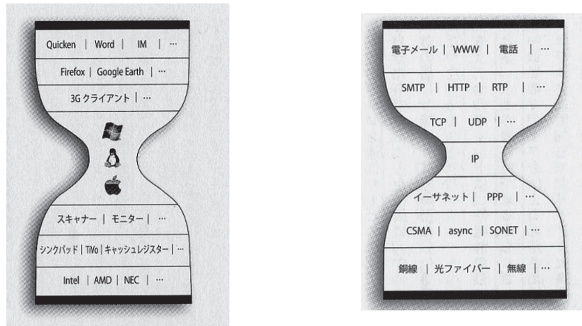


図1 パソコンのアーキテクチャー インターネットのアーキテクチャー
(Zittrain 2009:123,127)

テンツがワンセットにひも付けされたものであり、そのことが一定の枠内でのイノベーションに収まるシステム的な構造になっていたといえる。

当然のことながら、こうしたゆるいシステム構造は、その間の関係に多くのすき間を生み出すものであり、さまざまな人びとの関与を許すものとなる。そのことが、ウィルスやスパムなどのメールや、ハッキングなどの新しい現象を生み出すものにもなっている。新しい関係性をメディアとして内挿する余地を構造的に生み出しているともいえる。こうした問題をさけるために、これまでの情報機器と同じように、集中管理型の「ひも付き」情報端末化することで機能やセキュリティを強化し、運用時の問題をなくすためにベンダー（売り主）しか改変できないようにしようとするのがでてくる。これは、今までのメディアと同じシステムにすることを意味する。そのことはこれまでのパソコンとインターネットのイノベーションを収束させることになる。どちらにしても、パソコン、インターネットの普及は、これまで情報のコントロールのあり方を、メディアとして系統的にいったん解除する形で展開されてきたことだけは間違いない。

こうしたゆるいメディアのシステム構造によって、開放されたコントロールされない、さまざまな膨大な情報がインターネットの空間に飛び交うことになった。それはアナーキーな状態ともいえるが、こうした空間から必要な情報を見つけ出すために、検索システムの必要性が浮上する。

当初、検索システムは、検索結果の表示順序や関連性ランクは、一致する単語の位置（例えば、タイトルまたはテキストの本文）、一致する単語の出現頻度、および一致する単語間の距離（すなわち、何ワード離れているか）によっていた。つまり、Web ページの中身を解析し、検索クエリがどの程度出現しているか、という頻度や距離を使って順位づけする仕組みになっていた。

それに対して、グーグルのサーチエンジンは、Web ページの内側ではなく、外側との関係性、Web ページとWeb ページの関係性に意味を見出した。この場合のページランクとは、簡単に言えば、多くの Web ページにリンクされている Web ページは、質が高い。質が高い Web ページにリンクされている Web ページは、同じように質が高い。という仮説を元に、Web ページの内容を外側から評価、検索していくシステムであった。その意味で、グーグルの検索システムは、人間社会における意味や価値は、世界との接続、関連において成り立っているという原理をサーチエンジンに組み込んだものといえる（水島 2006:210~211）。

こうした検索システムは本来、経済的な価値を生み出すものではなかったが、ユーザーが検索エンジン（Google や Yahoo! など）で、あるキーワードで検索した際に、そのワードに連動して広告を表示する、検索連動型広告が可能になると、一挙に、検索システムそのものが経済価値を生み出すことになった。しかも、それは、日々の個々人の検索結果のデータを蓄積することで、さらにユーザーの好奇心の方向性、嗜好そのものを表すものとなる。つまり、私たちの意識そのものが外在化し、データとして計量化できるようになった。そのシステムを背景に、GAFA（グーグル・アマゾン・フェイスブック・アップル）が巨大な財をなすことになる。

3. デジタル化の政治・経済的背景

ところで、1990年代にはいって、パソコンやインターネットがコミュニケーション・ツールとして社会的に普及した背景には、政治・経済・社会の体制が大きく変動したことがある。20世紀の大きな政治的テーマとしての資本主義

と社会主義の対決、現実としての米ソの対立という固定化された政治体制は、1989年にベルリンの壁が壊され、さらには1991年ソビエト連邦が崩壊し、イデオロギーの解体として終結する。こうした政治体制の変革は、共産主義体制の解体とともに、旧ソビエト、ならびに東欧諸国の資本主義への移行へと展開し、資本主義は地球規模に拡大する。こうしたグローバル化は、空間的には市場の拡大を基層にしつつ、1990年代から展開されたパソコンやインターネットなどによる情報産業のデジタル化と結びつくことで、人やモノ、金（資本）の流れを活発化すると同時に、その領域を拡大化することになる。

2001年9月11日のアメリカでおきた同時多発テロは、こうした資本主義の拡大という基層をもとにした国家という枠を越えて展開するグローバル化と、それに対抗するさまざまな人びとのグローバル化が、同時並行的に進んでいることを明らかにするものであった。それは、これまでの東西の対決という冷戦構造という安定した世界から、見えにくい資本の流れに対抗するように、構築されるテロ組織が国境を越えて流動化する不安定な世界へと、その姿を変えつつあることを顕わにする象徴的な事件だったといえる。

ジグムント・バウマンはこうした過剰に流動化したグローバル社会のあり方を、社会においてメンバーの行為の仕方が「習慣やルーティンへと凝固するよりも速く、その行為の条件のほうが変化してしまうような社会」(Bauman 2005=2008:7)だとし、リキッド（液状化した）・モダニティ（近代）にあるとした。さらに、こうした変化の激しさが人びとの不安を引き起こし、将来への希望・展望を見出しにくくさせているとする。

どちらにしても、地球規模の政治や経済、社会の〈大きな歴史〉と連動するように、1990年代以降、パソコン、インターネットは社会へ普及し、2000年代以降はケータイ、スマホ、SNS などのコミュニケーションのレベルへと普及し、多くの人びとの日常生活における行為の仕方や習慣やルーティンといった目に見えない関係性のなかで展開し、日常生活のあり方そのものを変容させるものとなった。こうした新しいメディアの状況・構造そのものが、私たちの「行為の条件」を変化させているとあってよい。

4. 「デジタル」と「アーカイブ」の結合

こうしたメディア状況のなか、2000年代に入るとデジタルという保存に最も適さない方法によって、長期的な保存を使命とするアーカイブを担わなければならない、デジタルアーカイブが実体化することになる。その実体化の大きな動因として、それまでデジタル化の難しかった映像がデジタル化されるようになったことがある。映像が容易にパソコン、インターネット、ケイタイ、スマホなどで取り扱えるようになると、表現の領域のみならず、わたしたちの社会的記憶を構成する領域に大きな影響を与えることになる。デジタル・メディア化された映像の「記録」の分厚い層が、人びとの「記憶」を後成的に作りだすような認識空間＝社会空間が生み出されているとする水島の指摘は、こうした状況を示している。

2011年3月11日東日本大震災がおきた後、生き残った人びとが亡くなった家族の写真などの映像を探す姿を、私たちは目にするようになった。近代以降、すでに映像はわたしたちの記憶の外部装置として機能するようになっており、私たちの記憶や感情、感覚といったものも映像によって生きられるようになっていた。そのために、そうした映像がなくなると、過去の記憶をたどる手がかりがなくなることになる。人びとは自らの記憶を呼び戻すためにも映像が必要となる。つまり、近代に入り、社会、あるいは個人の記憶は、記憶の外部装置としての映像があってはじめて成り立つように構築されていたのだ。その意味で、映像のデジタル化という現実、そのまま社会における記憶や知の蓄積のありかた、システムが大きく変わりつつあることを示すことにもなる。どちらにしても、記録の保存の問題が、あらためて災害によって覚醒されることになったのだ。新聞記事の件数においても、「アーカイブ」という語句の頻出数が2010年代に入り、さらに増えていることもこうした背景を示すだろう。

こうした社会空間の変容の一方で、日本における「デジタルアーカイブ」という言葉は奇妙なねじれをもって展開することになる。後藤真は、日本において1990年代に提唱されたデジタルアーカイブは文化財や文化コンテンツを発信するものとして意識されており、長期保存の問題について関心が払われてお

らず、デジタルギャラリーに近いものであったとする。こうした事態が変わるのは、2000年代にはいつてから、歴史学を中心に文書資料を国際的なアーカイブの動向と日本における史料状況を接合させようとする動きが出てきてからだという（後藤 2012:103~108）。

しかし、ここにも、もう一つのねじれがある。それは、歴史学を中心とした本来のアーカイブにおいて中心となっているのは紙をベースとした資料であり、デジタル化したデータが消滅したとしても、例えば和紙と墨であれば1000年の時間に耐えうるものとしてあり、デジタルデータが消失しても再度デジタル化が可能なものとして残る。しかし、映像の場合、フィルムではよくて100年が限度であり、再度デジタル化が不可能な場合が多い。「デジタル」「アーカイブ」の矛盾は、紙媒体の世界より映像において、デジタルとアーカイブの保存をめぐる矛盾した現状がドラスティックに顕れる。文書を中心とするアーカイブの動きは、この点で、映像というメディアへの理解の不足とともに、奇妙に屈折した後景を生み出すことになる。

5. アーカイブ、図書館の近代

ところで、アーカイブとは、通常、人間の営んできた重要な記録を保存、活用し、未来に伝達することを意味し、それを保存する文書館などの施設も含めた総称として言われる。その実態は、どういうものなのだろうか。ここでは、地域社会の実態にあわせて、こんな風に考えてみる。人は生きていくために、なんらかの地域の集団に属することで、生活していく基盤をつくる。そして、人びとはこうした集団において、円滑に集団を機能させ、維持していくためにさまざまなルールや問題に対処するための決めごとをつくる。アーカイブは原初的には、こうした文書化したルールや決めごとなどを集積したものだ。そうした文書は、通常、村の中心的な役割を果たしている人の家に大切に保管されてきたが、社会の発展とともに、当然のことながら、人びとを統治しようとする政府機関にとって、こうした情報を収集することはとても重要な仕事となった。なぜなら、こうした情報を組織的に収集、保管、管理することで、

人びとの習慣や慣習を把握し、統治を円滑に進めることができるからだ。そのために、こうしたさまざまな情報を収集し保管する場所として、資料館や文書館がつくられることになった。また、活版印刷が普及し、本や雑誌、新聞などが刊行されるようになると、図書館を中心にこうした活字資料が収集されることになる。こうした機関は、基本的には文書を中心としたものであったが、約180年前に映像などがメディア化されてからは、映像なども同じような資料として、視聴覚ライブラリーや美術館、フィルムセンター、放送ライブラリーなどで保管され利活用されるようになる。

吉見俊哉はデジタルアーカイブ学会の第1回研究大会の基調講演で、アーカイブの原義を問い、古代まで遡りつつアーカイブが現在の資料館や文書館など公的な記録を残す機関を直接的には指すものとしつつも、人間が記録し記憶化しようとするその行為にてらして、「映像的ないし電子的な記録のすべて、さらに語り継がれる記憶の数々、そして非常に多様な人々の振る舞いと、人々の語りの重なりとか、これら全てがアーカイブの概念に含まれている」（吉見2017:13）とする。

吉見のアーカイブの議論は正鵠を射たものではあるが、こうした人間の営為の蓄積が近代社会で構築される過程で、あるいは、近代の知の配置のなかで、どう位置づけられたのか。資料の蓄積体であるアーカイブがどういった役割、あるいは社会的な位置にあったのか、歴史的な問題について触れることがないので、ここではそうした観点から議論を進めたい。

いわゆる市民革命は、近代社会を生み出した17世紀から18世紀にかけて起きたいわゆる封建的・絶対主義的な社会および国家権力を解体させて、近代に特有な市民社会と国民国家を実現させることになる。ハーバーマスの公共圏の議論に従えば、その市民、あるいは市民社会を形成するような場所として、イギリスではコーヒーハウスなどや、フランスではカフェやサロンがつくられ、そこで階層秩序を越えた人びとの交流と議論が可能となった。これらの場所は、もともと人と物が交通、あるいは流通するために、さまざまな情報を交換する必要性があり、そうした情報の交換をする場所として生まれ、発展したものだ。こうした場所を媒介にし、情報そのものが商品となる状況が発展し新

聞、雑誌などのジャーナリズムが生成することになる。こうした社会空間の変容の前景には、18世紀から19世紀にかけて起きた産業革命によって、交通形態と生産形態の大きな変革があり、その変革の過程で経済的には資本主義、政治的には民主主義を生み出すと同時に、社会的には公共圏というべきものが形成されることになる(Habermas [1962]1990=[1973] 1994)。

ところで、ハーバーマスはあまり触れることはないが、コーヒーハウスは情報交換の場所として、新聞、雑誌を取り扱うだけでなく、新聞、雑誌、書籍などの活字メディアを閲覧できるような図書館としての機能や、珍しい物や商品を見ることができる博物館的な機能をも含むものであった(芝田 1981)。重要なのは、図書館も資料館も既に古代から存在するが、近代社会を形成するにあたって、コーヒーハウスという場を経由することで、その政治的、社会的、文化的な意味、役割を微妙に変容させた点にある。つまり、コーヒーハウスは市民社会を構成する新聞、雑誌、書籍などの活字メディアを組み込むことでジャーナリズムを発展させ、国民国家の政策を批判的に議論する場所としての公共圏を胚胎するだけでなく、さまざまな資料を保管、保存し閲覧できるようにし、近代社会のなかで構築された国民国家の機関である行政府の政策過程を検証し、市民社会がその政策が適切であったかどうかを歴史的に検証する場としても機能する役割が付与された。それは、教会や大学の図書館が知を一方的に独占していた形態から、市民社会へと知を開く過程においてコーヒーハウスが媒介したものであり、貸し出し図書館や会員制図書館、ブッククラブと重なりつつ、現在のような公共図書館や公文書館などの制度へと転換する橋渡しをするものであった(Murray 2009=2011:167~168)。

6. 公共圏とジャーナリズム

ところで、ハーバーマスの「公共圏」の概念は、最初は18世紀から19世紀にかけてヨーロッパで市民社会が形成される歴史的な過程でおきた事象を分析するためのものであったが、その後、一般化され、平等性や自律性、公開性などの特徴をもった意見を討議するための「コミュニケーションのネットワーク」

(Habermas 1992=2003:90) といった意味へと概念は敷衍されることになる。こうしたハーバーマスの公共圏の議論の展開については、吉田純 (吉田 2000)、鎌田大資 (鎌田 2014) などに詳しい。本論では、ジャーナリズム研究、あるいはメディア研究の立場からハーバーマスの公共圏について敷衍した花田達朗の議論をもとにみてみよう。

花田はハーバーマスの議論を整理して、社会的世界を私人の私生活圏、市民社会の公共圏、資本主義による経済市場、国家による行政機構の4つの社会的空間に分け、後期資本主義下においては私生活圏と公共圏からなる「生活世界」と、経済市場と国家行政機構からなる「システム」の2つに分かれるとする。この2つを分けるものは合理性の違いであり、生活世界ではコミュニケーションによって相互理解と対話によって合理的な行為が生み出されるが、システムにおいては目的合理性のもと効率と競争が求められることになる。現実社会において、この2つの関係は貨幣と権力によるシステムによって、生活世界が浸食され、解体される過程と捉えられる (花田 1999:107~108)。

花田はハーバーマスの公共圏の議論を、生活世界とシステムを新聞、放送などのマス・メディア＝ジャーナリズムがねじれた蝶番のようにつなげている状態に着目し敷衍している。既に述べたように、公共圏の母胎となるコーヒーハウスやカフェ、サロンにおいて新聞、雑誌などの活字メディアが発達し、討議的なコミュニケーションを促し、ジャーナリズムを生み出す。花田が論じるようにメディアを媒体とした表現「行為」の自由は、表現媒体の頒布という物質的な要件と密接な関係にある。「表現の自由」「言論の自由」はそのまま「出版の自由」「プレス自由」であり、さらにそれは、「新聞の自由」「放送の自由」であり、「報道の自由」へと敷衍される。こうした表現の自由の觀念の発達の背景には、表現主体の確立があり、書き手の表現への自覚と同時、書かれる側の問題を惹起させるものとなる。表現の自由は公的な権力を監視する社会的役割へと向かうだけでなく、時に、私人のプライバシーを暴くものとしても機能する。さらには、表現の自由＝報道の自由は「メディア機関」の自由として拡大され、「第四権力」として機能すると同時に、経済市場のなかの一企業として、システムの内に繰り込まれるものとなる (花田 1999:88~96)。

花田の議論は、公共圏をマス・メディア＝ジャーナリズムの枠内に収めたものであるが、ハーバーマスは『事実性と妥当性』（1992年）で、1989年の東欧市民革命や、1991年のソビエト連邦の崩壊という現実をふまえ、「複合的な社会においては、公共圏とは、一方では政治システム、他方では生活世界の私的領域と機能的に特殊化された行為システム、これらを媒介する中間的構造をなしている」とし、「それは、居酒屋、コーヒーハウス、道端でのこく一時的な公共圏から、芝居の上演、PTA、ロックコンサート、政党の集会、教会の大会など、催事としての公共圏を経て、地球全体に散在する読者・視聴者からなり、マス・メディアによって作りだされる、抽象的な公共圏にまでいたる」（Habermas 1992=2003:90）としており、その指し示すものは必ずしも狭くない。ハーバーマスは公共圏概念の一般化をおこなうにあたって、『コミュニケーション的行為の理論』（1985=1987）で、ミードの理論を取り込むことで、こうした一般化に挑んでいる。ミードは「人はコミュニケーションをおこなうまえに、コミュニケーションすべき何かをもっていなければならない。一見、人は別の言語象徴をもっているように見えることがあるが、もし彼がその言語をつかって話をしている人々と共通の観念（そして共通の観念は共通の反応を含んでいる）をもたないとすれば、彼はその人たちとコミュニケーションすることはできない。したがって、会話の過程すらその背後には協同的活動がなければならない」（Mead 1934=1973:272-273）とする。ハーバーマスはミードのいう「協同的活動」の含意を、「コミュニケーション構造は、日常的コミュニケーションの機能や内容ではなく、コミュニケーション的行為によって産出される社会的空間にかかわる」と捉え直し、「コミュニケーション行為者は、彼らが共同討議による解釈によって同時に構築する状況のなかで、相手に遭遇する」（Habermas 1992=2003:91）と、コミュニケーションにおける相互作用の場を「共同討議による解釈」の層として読み直している。

確かに、ハーバーマスの射程は生活世界を貫き、人びとのコミュニケーション行為の深意を含むものといえるが、実際に議論されている公共圏の範囲は必ずしも広くはなく、政治的公共圏の範囲内にある。また、協同的活動を実体化するものとして、コミュニケーションの痕跡としての資料の蓄積体への目配り

も不足している。歴史的事実に対して議論すれば、新聞、雑誌、放送などの報道メディアが、ジャーナリズムとして、情報のフローとして流れっぱなしの形態で、その情報をストックするという考えが稀薄なまま推移してきたことを反映しているともいえる。実際に、新聞や雑誌、あるいは放送を蓄積し、それを活用するという考えが実体化するのに、かなりの時間が必要であったことは、これらメディアの社会的アイデンティティがどのようなものであったのか、さらには生活世界との関係性を示してもいる。

どちらにしても、新聞、雑誌、あるいは放送などの報道メディアは、基本的には送り手と受け手、あるいは、書き手と読み手という構造のなかに収斂させることで、自らを送り手＝書き手として位置づけてきた。公共圏が討議するためのコミュニケーションの場であるとしたら、熟考するためのメディアとして活字（書き言葉）の重要性が消えることはないが、一方向的な情報の流れが適切でないことは明らかであった。こうした一方向的な流れに対し、情報をもとに議論し、また、蓄積し、閲覧、再検討する場所が必要であったし、現実にコピーハウスやカフェ、サロンといったものがそうした役割をになってきたからこそ、ジャーナリズムを離陸させ、社会的に定着させることになった。ハーバースの公共圏の議論の重要なモメントがそこにある。

7. 活字メディアと映像メディアの構造の違い

ここで、簡単に新聞、雑誌、放送などの報道メディアの法的な権利関係をまとめておこう。これまで、報道メディアは送り手＝書き手として特権的な社会的な役割を自ら付与してきた。表現の自由は書いて報道する自由として敷衍され、新聞、放送メディアの自由として位置づけられ、権力を監視するものとして、国家行政機構や経済市場からなる「システム」世界と、私生活圏と市民的公共圏からなる「生活世界」における公的な人物などの公共性のある事柄について報道するものとして考えられてきた。個人的な価値感や親密圏における問題は公共的なものではなく、公開されるべきではないものとされたのである。プライバシーの保護も、こうした議論の延長線上にあったとってよい。

また、報道メディアは自ら送り手＝書き手であると規定することで表現主体として著作権をもつものとして、プロとしての職業意識を形成させるものであったが、受け手である読み手の自由をジャーナリズムが具体的に担保することはほとんどなかった。ジャーナリズムにとって市民の知る権利は、あくまでも報道の自由を延長したものであり、積極的にフローした情報を、プールして使うことを認めようとするものではなかったし、また、市民にとってそうしたプールされた蓄積体が必要だという認識もなかった。

こうした情報（知）の偏りある状況が、インターネット、あるいは、SNS などのコミュニケーション・ツールのデジタル化によって変容したことは間違いない。特に、2000年代に入り、映像のデジタル化が進むと、活字メディアでは十分に議論されてこなかった、生活世界における私的領域と公共圏のあり方が実体化することになる。第1節でみたように、これまで議論されてきた著作権だけでなく、写されたものの肖像権、パブリシティ権、プライバシー権、プライバシーなどの問題が顕在化するのである。

ここで、こうした状況を考えるために、映像のメディアの構造を理論的に、まず、押さえておこう。バルトは写真の関係性を簡潔に、「撮ること、撮られること、眺めること」(Barthes 1980=1985:16) にわけ、近代になって映像がこうした3者の新しい関係を作りだしたとする。特に、ここで重要なのは、映像を眺めるという現実を惹起するために、撮る＝写す、撮られる＝写される関係性がつくられることにある。撮る＝写す者と、撮られる＝写される者（物）は未来へとその関係を投企することで、写された過去は眺める現在へと転化する。映像は眺められる＝見られることを前提に、その関係がつくられる。また、映像は記号としてみたとき、写されたものとの類似性によって、「それはかつてあった」痕跡としての側面をもつ。それゆえに、生活世界において、人びとは公的私的に関わらず、映像を見ることを楽しみとすることが可能になった。ただ単に映像という商品を消費するというのではなく、人や物に対して、それらが喚起するイメージを映像として定着し、写された像によって現実を想像して楽しむという近代的な欲望を満たす様式となった。そのことで、映像は、われわれの感情や感覚、過去を振り返る記憶の領域で大きな役割をもつものとなっ

たのだ。どちらにしても、人びとにとって、映像とは眺める＝見ることを前提にした行為である。

こうした映像のもつメディアとしての特質をふまえたとき、公共圏の問題はもう少し異なった相貌をもって浮かび上がる。ハーバーマスは「公共圏のコミュニケーションの経路は、私的な生活領域に—つまり家族・友人関係といった親密な人間関係のみならず、職人・職場の同僚・知人などの緩やかな人間関係にも—つながって」おり、「私的領域と公共圏の相違は、主題や関係にかんする確定した命題によって決まるのではなく、変化したコミュニケーション条件によって決まるのである」とし、「一方では親密さを保証し、他方では公開性を保証する。だがそれは私的領域と公共圏を分断するのではなく」、親密さから公開性への流れを生み出し、調節するものとしてある。なぜなら公共圏は、人びとの社会的問題状況の私的処理、解決するための新たなものを生み出す創発性からの刺激によって作用し、調節されるからである (Habermas 1992=2003:96)。なぜなら、生活世界において、報道メディア＝マス・メディアが排除しようとする私的領域こそ、新たな公共圏を生み出す深淵があるからだ。このあり方を、映像メディアに沿った形で記述すれば、映像は眺める＝写されたものを見ることを前提に、撮る＝写す者と、撮られる＝写される者(物)との共同作業として成り立つ。映像メディアは、必ずしも写す人の意思だけで決定するわけではない。つまり、写す人だけがその表現や記録のあり方を決定しえない。その意味で、映像に主体があるとすれば、その関係性の「間」の部分にあたる。映像そのものが間メディアとしての側面をもっているからだ。その「間」の部分に、協同的活動が胚胎するのだ。

どちらにしても、映像が私的領域と公共圏の緩い関係性のなかで、生成していることは間違いないが、映像が私的領域から公共圏へと移動し＝顕在化したとき、法的な権利関係にその関係を当てはめれば、撮る＝写す者には著作権が、撮られる＝写される者に肖像権が当てはめられることになる。ここでの問題点は、映像を眺める＝見る権利が法的には議論されていないことにある。

また、映像を眺める＝写されたものを見るという行為が含意しているものは、関係性に一定の公共性があることを意味しているだけでなく、私的領域におい

て、写真などの映像は生の痕跡として、記憶の記録として各個人の家で、あるいはなんらかの団体で生成し、さらにはプール（蓄積）されていることを含意している。それはメディアの常態として、ただ単に、個人や団体や組織だけでなく、マス・メディアから流れ出る映像も含め混雑した蓄積体として存在している。

インターネットや SNS が見せている現実、これまで隠れていた私的領域の常態が浮上し顕在化したものにすぎない。しかも、その痕跡の多くは、ハーバーマスのいう「共同討議による解釈」の層というより、映像を見て楽しむ「共同で遊び楽しんだ欲望」の層として現れる。

8. 肖像権処理ガイドライン（案）の概要

ここで、デジタルアーカイブ学会が問題提起した「肖像権処理ガイドライン」（案）（デジタル 2019a）について検討したい。この案は、2019年9月26日に行われたデジタルアーカイブ学会主催の「肖像権ガイドライン円卓会議—デジタルアーカイブの未来をつくる」においてデジタルアーカイブ学会法制度部から提案されたものである。⁽¹⁾ 著作権が良くも悪くも著作権法という根拠法がある一方で、肖像権についてそうした根拠法がなくどう処理してよいか難しい状況がある。そうしたことを鑑み、各自治体やアーカイブ機関の現場担当者が権利処理を行うための拠り所となるものとして提案されたのである。

案作成した数藤雅彦は、「このガイドラインが想定しているのは、アーカイブ機関が所蔵している写真を、インターネットその他の方法で公開する場合のガイドライン」（数藤 2020:45）であるとした上で、最高裁判例（2005年11月10日）にもとづき、「肖像権の侵害となるのは、撮影によってその人の人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超える場合」であるとし、適法性の判断にあたり、① 被撮影者の社会的地位、② 被撮影者の活動内容、③ 撮影の場所、④ 撮影の目的、⑤ 撮影の態様、⑥ 撮影の必要性の6要素等を「総合考慮」するとした裁判例を参考にし、① 被撮影者の社会的地位、② 被撮影者の活動内容、③ 撮影の場所、④ 撮影の態様、⑤ 写真の出典、⑥ 撮影の時期を「ポイ

ント計算」方式で「総合考慮」を行い、その公開について判断を行うことが簡単にできるようにしたものである（デジタル 2020b:53）。最終的にそのポイントの点数によって、公開の基準を決めることができる。

裁判例との違いは、④ 撮影の目的と⑥ 撮影の必要性がのぞかれ、⑤ 写真の出典と⑥ 撮影の時期が加えられた点である。この2つはどちらも重要な意味を持つものと考えられるが、後述する。また、表2にあるように、ポイントの点数がそのまま公開範囲を示すものとなっており、アーカイブを管理する機関や人びとへ公開基準のサジェスションとなっている。これについても、後述する。どちらにしても、極めて現実的な提言となっている。

表2 ポイント表（デジタル 2020:57）

合計点数	公開可否
0点以上 ブルー	公開可
マイナス1点～マイナス15点 イエロー	下記いずれかの方法で公開可 ・公開範囲を限定（ex 館内、部数限定の研究誌など） ・マスキング
マイナス16点～マイナス30点 オレンジ	下記いずれかの方法で公開可 ・厳重なアクセス管理（ex 事前申込の研究者のみ閲覧） ・マスキング
マイナス31点以下 レッド	下記の方法で公開可 ・マスキング

9. 肖像権処理ガイドライン（案）を読み替える

9-1. 出典としてのアーカイブ

ここで、「肖像権処理ガイドライン」（案）をハーバーマスが問題提起した映像記録資料の生活世界における私的領域から公共圏への移行として捉え、それをどう調節するかという観点から捉え直してみよう。映像が、見ることを前提に写し、写される関係性がつくられるメディアであることは間違いないが、現実にもその映像を見ることができる人びとの範囲が私的領域であれば、数的に限られているだけでなく親密さを共有しているもの同士となり、肖像権やプライバシーの問題が発生することは少ない。つまり、映像が私的領域から公的領域＝公共圏へと移行する状況が生じたとき、肖像権やプライバシーの問題が発生することになる。この移行過程において、移行の調節をする機関、あるいは人が必要とされる。かつて、コーヒーハウスやカフェ、サロンがになった歴史的な役割を想起する必要があるのだが、本論では、こうした調節をするものとしてアーカイブを想定している。なぜなら、現在の状況のなかで、現実的に可能であり最も妥当性のある機関、あるいは、団体といえるからだ。

しかしながら、問題提起された肖像権処理ガイドライン（案）、あるいはデジタルアーカイブ整備推進法案（仮称）骨子案（福井・藤森 2019）において、デジタルアーカイブにこうした調節の権能を付与すること、さらにはそうすることでデジタルアーカイブが社会に何を提供することができるのかという議論はない。唯一、肖像権処理ガイドラインの「⑤出典」の明記が、こうした点で、アーカイブ機関が何をなし得るかという問いに答えるものとして重要な項目として明記されれているにすぎない。

論者は12年間、新潟大学人文社会科学系附置地域映像アーカイブ研究センターとして、新潟地域の生活のなかにある映像を発掘し、整理・保存を行い、デジタル化をするだけでなく、その内容を整理、分析し、映像メディアの社会的あり方を考え直し、新たな社会の文化遺産として映像を甦らせるべく、その調査、研究成果を、展示、上映、講演、小中高校生へのワークショップなどさまざまな作業を行ってきた。⁽²⁾

そうした経験知から言えることは、林田新がジャック・デリダのアーカイブの議論をふまえ、「アーキビストは、記録資料を評価・選別し、保管・管理する権利を持っている」（林田 2019:101）とし、アーキビストが実際に「評価・選別」をしていると考えるが、それはやや過大評価であると感じてきた。アーキビストがあらゆる映像を網羅的に収集すべきだとすることは、理想としてはありえても、現実としてはありえない。取り扱わなければならないのは、人びとがなんらかの理由で残したいと意思し、残され集められた映像を保存・管理し、利活用できるようにすることだ。何を残すかは、人びとの側の判断にある。実際にも、生活世界に住む多くの人びとは私的領域にある映像について、ほとんど価値を見出していない。なぜなら、人びとにとって価値のあるものは公的領域にある著名人や有名な物であり、知られた儀礼や祭礼であるからだ。確かに、こうした映像に価値があることは間違いないが、それは明らかになっているものにすぎない。重要なのは、問題が生み出され、創発性を惹起する私的領域である。それは、人びとにとっては見慣れた生活世界であり、そこに価値があると容易に理解されない暗黙の領域としてある。しかし、少数であるが、こうした私的領域になんらかの社会的価値があると感じ、それを写し、残しておこうとする撮影者、あるいは、所蔵者がコミュニティに必ずいる。こうして残されている映像記録資料を、私的領域から公的領域＝公共圏へと移行することが、アーカイブ、あるいは、アーキアビストの仕事であり、「評価・選別」する判断の余地は少ない。

しかし一方で、現在のメディア状況のなかで、確かに、「オリジナルとコピーの質的な差異が失われたデジタル環境において記録資料は、アルコンの管理を免れ、改変や修正を伴いながら増殖していく」（林田 2019:102）。残したいと意思された映像記録資料をアーキビストが保管・管理し、さらに利活用のためにメタデータを付与し、記録資料のヒモ付けをすることは重要な役割となる。

レフ・マノヴィッチはデジタル化されたニューメディアにおいて、あらゆるデータはユーザーによって自由に改変できるとし、そうした変更の「選択を行うことは道義的責任を伴う、そうした選択をユーザーに渡すことで、作者は世界とその中の人間の条件を表象する責任もユーザーに渡している」と

し、「現代社会での生活の全領域における伝統から選択への転換」(Manovich 2002=2013:91)があるとする。当然のことながら、ユーザーにそうした責任を全て渡すことは好ましいことではない。ここでは、ユーザー同士が相互に議論し、そうした改変の有用さの妥当性を確かめる必要がある。

総務省が2017年に公開した「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」⁽³⁾において、「データをオープンにして、改変されてしまったら、資料・作品の価値が下がるのでは」ないかとし、それに対して「基本的に、自分たちの機関が真正性の高いデータを保持し、他機関との共有や公開を行ってれば、不自然に改変されたデータは淘汰され」とし、「言い換えれば、真正性の高いデータを持続的に保持し続ける使命が自らの機関にはあるという根拠にもなります。なお、正当な目的の改変であれば、通常は資料・作品を多く知ってもらう機会になることが多いです」とする。

第2節で述べたように、デジタルメディアのシステムそのものが、さまざまな関与を可能なものとしてある以上、映像データが自由に改変される余地は大きく、逆説的ではあるが、改変するためにも改変されていない映像データが必要とされる状況にある。映像引用のルールの確立と出典の明記は、著作権の保護というより、ユーザーに課された過大な責任を免責するものでもある。自由は制限されることで、より自由度がますのである。アーカイブは映像記録資料を提供する機関として、改変されていないデータを提供する役割をもつことそのものが、自らの存在基盤となりうる。

9-2. 限定的公開を捉え直す

長坂俊成は災害アーカイブについて議論において、「災害アーカイブの目的は災害の記録と伝承であり、その公共性は極めて高い」とし、「公開されたコンテンツは、原則、営利・非営利を問わず二次利用や第三者提供も含め目的を限定せずに誰もが自由に利用できることが求められる」(長坂 2019:71~72)とする。アーカイブの理念、あるいは理想としては首肯できるものである。しかし、私的領域から公的領域=公共圏へと移動する過程において、災害という特異状況において、私的領域が公的領域へと全て移行されているとするのは難し

いし、また、現実的でもない。ここにはオープンデータであることに過剰な価値が付与されている。

平時のアーカイブに専心してきた者として考えられるのは、アーカイブの意味する映像記録資料の整理・保存に力点を置くことから、映像記録資料の利活用に力点をおくことで、公共性を開く過程が必要となる。重要なのは、必要な人に必要な映像が手渡されることであって、不特定多数に映像が手渡されることではない。しかし、不特定多数に自由に使えるような状態ならなければ、必要な人の手にそうした映像が届かないのではないかという現実問題を解決するには、機関としてのアーカイブの役割が変わる必要もある。

通常の文書のアーカイブは市民からのアクセスを前提にするが、映像においてはアーカイブが社会に、あるいはコミュニティに、あるいはローカルなものへ働きかけることで、三者の関係性を調整する、あるいは社会に最適化する必要がある。なぜなら、映像は、文字と異なり、記号として写されたものとの類似性によって、「それはかつてあった」生の痕跡としての側面をもつ点は見逃せない。私的領域から公的領域へと離陸させる過程が必要なのだ。

その意味で、肖像権処理ガイドライン（案）におけるポイント制による公開範囲の設定は逆転させるべきである。つまり、ここでのアーカイブの役割は、私的領域から公的領域へと映像記録資料を移行させるにあたって、これらの映像記録資料が社会においてどう使われるべきものとしてあるのか、映像の内容にあわせて考え、ルール化していく期間として担保されるべきである。

長坂は災害アーカイブにおいて、「権利者や資料提供者の希望により利用目的が非営利や研究目的に限定されることや、アーカイブは認めるがインターネット上での公表は不可とすること、画像処理やビデオ編集などの二次利用の際に改変不可（そのまま見るのは良い）とされるなど、制限が付される場合があり、実務上ではその法的根拠以前に関係者の希望として尊重されるケースが多い」（長坂 2019:72）としている。被災者に限らず、映像のもつ記号の類似性が含む生の痕跡性には、写された人や物への私的な感情、感覚、思いなどさまざまなことが含まれる。私的領域から公的領域へと移行するにあたって、そうしたことが考慮されるのかどうなのかという怖れは、誰しもが抱くものである。

「共同で遊び楽しんだ欲望」の痕跡である人びとの映像を、記録資料として共有化し、どう使ったらよいかという「共同討議による解釈」する場所としてアーカイブがその役割を果たすことで、公的領域へと映像を転移させていく必要があるのだ。現在のインターネット空間、あるいはデジタル空間にこうした手続きが不足しているし、そうした議論すらない。

アーカイブ機関は、映像資料を提供した人びとの思いを勘案しながら、どういった形で社会へと環流させていくべきかを模索する。公的機関であり、組織であるアーカイブが、提供された映像が必要な人へとどうしたら、手渡され活用できるようになるかを、利用目的を非営利や研究目的に限定したり、インターネット上での公表は不可としたり限定的に公開することを通して検証するという社会的様式が、ここでは必要とされる。そうした探索期間、社会的様式によって、人びとのコンセンサスを得ていく、あるいは、社会的制度によってコンセンサスを認証していくことが求められるのである。

その意味で、肖像権処理ガイドライン（案）のポイント制においては、こうした限定的公開による年数そのものにポイントを認める必要がある。例えば、限定的公開を5年したのものには10ポイント、10年には20ポイントといったように。こうした限定的公開による年数ポイントを認定することは、アーカイブで映像記録資料を保存・管理し活用する営為そのものが、社会的な権能としてあることを実体化させるだけでなく、そのことを社会的に正式に、あるいは積極的に認めることにもなる。

こうしたアーカイブ機関の肖像権問題への関与は、著作権を保持する者にとってもメリットはある。一定の期間、アーカイブ機関で限定的に公開することで、私的領域にあった写された人びとが公的な領域へと移行したことを確認できるからである。

どちらにしても、アーカイブにこうした権能を認めることは、法的な問題に対して、一定の議論の余地をアーカイブ機関、組織に与えるものになる。これは、現実社会におけるメディア環境の急激な変容に対して、アーカイブの制度（現実態）を修正し、適応させていくためである。しかし、それは、これまでの法的な問題を遵守するものとしてのアーカイブから、社会的な権限をもつアーカ

イブへと転回させる。つまり、デジタルアーカイブに積極的な社会的意味、あるいは役割を付与することになるものなのだ。

【付記】

本論は、田中敬一朗卒論「ネット時代の映像における諸問題」の指導、ならびに議論において得たものを参照している。記して、感謝する。

【注】

- (1) デジタルアーカイブ学会「肖像権処理ガイドライン（案）」
<http://digitalarchivejapan.org/wp-content/uploads/2019/11/ShozokenGuideline-2019-01.pdf>
2020年2月6日取得
- (2) 新潟大学人文社会・教育科学系附置地域映像アーカイブ研究センターでは、2017年3月より、地域における MALUI 連携に向けて、新潟県立図書館「郷土新聞画像データベース」と、地域映像アーカイブ研究センターの「にいがた 地域映像アーカイブ・データベース」を統合し、2019年3月現在、「郷土新聞画像データベース」（戦前の郷土新聞発行別で約3万件（約20万紙面）と「にいがた 地域映像アーカイブ・データベース」（写真約7万2500点、動画約400本、絵葉書約3800点、音源700点など）を公開し、閲覧することができる。
「にいがた MALUI 連携地域データベース」
<http://arc.human.niigata-u.ac.jp/malui/>
- (3) デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会編、2017、
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/guideline.pdf
2020年1月27日取得、pdf、p.40

【引用・参考文献】

鎌田大資、2014、「市民社会をもたらす公共圏と社会的世界としての公共圏－社会学研究の礎石としてのハバースとシンボリック・インターラクショニズムの融合－」
『中京大学現代社会学部紀要』8巻1号：19~46

- 後藤真, 2012, 「アーカイブズからデジタル・アーカイブへー「デジタルアーカイブ」とアーカイブズと邂逅」NPO知的資源イニシアティブ編『アーカイブのつくりかたー構築と活用』勉誠社: 103~116
- 芝田正夫, 1981, 「19世紀イギリスにおける読書施設の研究(1): コーヒー・ハウスにて」『関西学院大学社会学部紀要』42: 105-111
- Zittrain, Jonathan, 2008, *The future of the internet*: Yale University Press (井口耕二訳『インターネットが死ぬ日』2009年, 早川書房)
- 数藤雅彦, 2020, 「肖像権処理ガイドライン (案) の概要」『デジタルアーカイブ学会誌』4巻1号, pp.44~49.
- デジタルアーカイブ学会法制度部会, 2019a, 「肖像権処理ガイドライン (案)」『デジタルアーカイブ学会誌』4巻1号, pp.50~52.
- デジタルアーカイブ学会法制度部会, 2019b, 「肖像権処理ガイドライン (案) の解説」『デジタルアーカイブ学会誌』4巻1号, pp.53~61.
- 長坂俊成, 2019, 「自治体が運営する災害デジタルアーカイブ——肖像・プライバシー等をめぐる現状と課題」『権利処理と法の実務(デジタルアーカイブ・ベーシックス1)』勉誠出版.
- Bauman, Zygmunt 2005, *Liquid Life*: Polity Press (長谷川啓介訳『リキッド・ライフー現代における生の諸相』2008年, 大月書店)
- 花田達朗, 1999, 『メディアと公共圏のポリティクス』東京大学出版会
- Habermas, Jürgen [1962]1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*: Neuwied(Luchterhand), Frankfurt am Main : Suhrkamp. (= [1973]1994, 細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換ー市民社会の一カテゴリーについての探求』第2版, 未来社)
- Habermas, Jürgen, 1981, *Theorie des kommunikativen Handelns*: Frankfurt am Main : Suhrkamp. (= 1985-1987, 河上倫逸・M. フーブリヒト・平井俊彦 (上)・藤澤賢一郎・岩倉正博・徳永恂・平野嘉彦・山口節郎 (中)・丸山高司・丸山徳次・厚東洋輔・森田数実・馬場孚瑳江・脇圭平 (下) 訳, 『コミュニケーション的行為の理論』上, 中, 下, 未来社.)
- Habermas, Jürgen, 1992, *Faktizität und Geltung : Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*: Frankfurt am Main : Suhrkamp. (= 2002-2003, 河上倫逸・耳野健二訳, 『事実性と妥当性法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』上, 下, 未来社)
- Barthes, Roland, 1980, *La Chambre claire: Note sur la photographie* : Midwest European

- Pub. (花輪光訳,1985『明るい部屋：写真についての覚書』みすず書房.)
- 林田新, 2019, 「アーカイブのパラドックス」光岡寿郎・大久保遼編『スクリーン・スタディーズ——デジタル時代の映像／メディア経験』東京大学出版
- 福井健策・藤森純, 2019, 「デジタルアーカイブ活用促進のための新しい法的環境の在り方」『権利処理と法の実務(デジタルアーカイブ・ベーシックス 1)』勉誠出版.
- Manovich, Lev, 2002, *The Language of New Media*, Cambridge, Mass.: The MIT Press. (堀潤之訳, 2013『ニューメディアの言語——デジタル時代のアート, デザイン, 映画』みすず書房.)
- Mead, George Herbert, 1934, *Mind, Self, and Society from the Standpoint of a Social Behaviorist*: Chicago: University of Chicago Press (=1973, 稲葉三千男・滝沢正樹・中野収訳『精神・自我・社会』青木書店)
- Murray, Stuart A.P. 2009, *The Library: An Illustrated History*: Skyhorse Pub (日暮雅通訳『図説 図書館の歴史』原書房, 2011年)
- 水島久光, 2006, 「インターフェイスとしてのGoogle, プログー「ユーザー」という概念をめぐって」石田英敬編『知のデジタル・シフト—誰が知を支配するのか?』弘文堂: 199~219
- 水島久光, 2012, 「「記録」と「記憶」と「約束事」—デジタル映像アーカイブをめぐる規範と権利」NPO知的資源イニシアティブ編『アーカイブのつくりかた—構築と活用』勉誠社: 175~188
- 吉田純, 2000, 『インターネット空間の社会学—情報ネットワーク社会と公共圏』世界思想社
- 吉見俊哉, 2017, 「なぜ, デジタルアーカイブなのか?—知識循環型社会の歴史意識」『デジタルアーカイブ学会誌』1巻1号: 11~20